

鳥取県産業未来共創補助金〈事業承継促進型〉交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県産業未来共創条例（令和5年鳥取県条例第37号。以下「条例」という。）、鳥取県産業未来共創条例施行規則（令和5年鳥取県規則第32号。以下「規則」という。）及び鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「交付規則」という。）に基づき、鳥取県産業未来共創補助金〈事業承継促進型〉（以下「本補助金」という。）の交付について、条例、規則及び交付規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 「中小企業者」とは、中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号。以下「強化法」という。）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。
- (2) 「事業承継」とは、県内事業者等の間において資産・経営権等を引き継いで継続して事業を行おうとするもののうち、その区分等が別紙によるものであって、同紙に規定する要件等を区分ごとに全て満たすものをいう。
- (3) 「被承継者」とは、事業承継において、事業等を引き継がせる県内事業者のうち中小企業者をいう。
- (4) 「承継者」とは、事業承継において、事業等の引継ぎを行う又はこれから行おうとする者をいう。

(交付目的)

第3条 本補助金は、県内事業者の事業承継の取組を支援することにより、もって県内経済の維持及び発展を図ることを目的として交付する。

(補助金の対象者の要件)

第4条 本補助金の対象者は、次の各号を全て満たす者とする。

- (1) 承継者であって、県内に住所を有する者又は県内への住所の移転を予定している者であること。
- (2) 承継者が現に事業者である場合は、県内事業者のうち中小企業者である会社又は個人であること。
- (3) 第6条第1項の規定による対象事業認定申請書等及び第7条第3項の規定による交付申請書等の提出を行った日から起算して過去2年間の事業活動に関し、故意又は重大な過失によって法令違反をしていると認められる者（法人にあっては、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条第8項の規定による関係会社及びこれらの法人の代表権を有する役員を、組合等にあってはそれを構成する事業者の役員を含む。）でないこと。
- (4) 原則として、風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業、性風俗関連特殊営業又は接客業務受託営業を営む又は営もうとする者でないこと。
- (5) 次のいずれにも該当する者でないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団若しくは暴力団員の利益につながる活動を行い、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

(補助金の交付)

- 第5条 県は、第3条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる者（以下「補助対象者」という。）に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。
- 2 本補助金の額は、補助対象者が行う補助事業に要する別表の第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の合計額に、同表の第4欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額以下（千円未満の額は切り捨てる。）とし、上限は同表の第5欄に定める額とする。また、補助対象期間は、同表の第6欄に定める期間とする。
 - 3 一の被承継者に係る本補助金の交付は、原則として一回に限るものとする。
 - 4 本補助金とは別に県から同種の補助金等を受けている又は受ける予定となっている事業については、補助対象としないものとする。
 - 5 補助事業の実施に当たっては、鳥取県産業振興条例（平成23年12月鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、県内事業者への発注に努めなければならない。

(対象事業認定申請書等の提出及び事業の認定等)

- 第6条 本補助金の交付を受けようとする者は、規則第3条に規定する別記様式（以下「対象事業認定申請書」という。）を、商工労働部企業支援課長が別に定める日までに提出するものとする。
- 2 前項の対象事業認定申請書に添付すべき対象事業に係る事業計画書、及び対象事業に係る収支計画書又はこれに準ずる書類は、それぞれ様式第1号による補助事業実施計画書、及び様式第2号による補助事業収支予算書（以下、対象事業認定申請書と合わせて「対象事業認定申請書等」という。）とする。
 - 3 知事は、対象事業認定申請書等の提出があったときは、補助事業実施計画等の評価等を行い、事業の認定及び本補助金の採択の可否を決定するものとする。
 - 4 前項の評価等は、別に定める基準に基づき行うものとする。

(交付申請の時期等)

- 第7条 知事は、前条第3項に規定する評価等を行った後、対象事業認定申請書等を提出した者に対し、速やかに事業の認定及び補助金の採択の可否を通知する。
- 2 前項の通知は、様式第3号により行うものとする。
 - 3 補助金採択となった者は、別に定める日までに、交付規則第5条の交付申請書を知事に提出しなければならない。
 - 4 交付規則第5条の交付申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び第2号とする。

(交付決定の時期等)

- 第8条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から30日以内に行うものとする。
- 2 本補助金の交付決定通知は、様式第4号によるものとする。

(承認を要しない変更等)

- 第9条 交付規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。
- (1) 本補助金の増額を伴う変更
 - (2) 交付目的の達成に支障が生じ、又は事業効率の低下をもたらすおそれのある事業計画の変更
- 2 前条第1項の規定は、交付規則第12条第1項に規定する変更等の承認について準用する。
 - 3 交付規則第12条第3項の申請書に添付すべき書類は、様式第1号及び第2号とする。

(実績報告の時期等)

- 第10条 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、交付規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）を、次に掲げる日までにに行わなければならない。
- (1) 交付規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、補助事業等の完了、中止又は廃止の日から20日を経過する日

(2) 交付規則第17条第1項第3号の場合にあつては、補助事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月20日

- 2 交付規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第5号及び第6号によるものとする。

(補助金等進捗状況報告の時期等)

第11条 交付規則第17条第3項の規定による補助金等進捗状況報告書は、各年度（前条第1項の実績報告に係る年度を除く。）の翌年度の4月20日までに行わなければならない。

- 2 前項の報告は、様式第7号により行うものとする。

(現地調査等)

第12条 知事は、前条第1項により提出された補助金等進捗状況報告書を審査し、必要に応じて補助事業の進捗について職員に現地調査を行わせ、状況に応じて事業の進捗を促すものとする。

(補助金の支払)

第13条 知事は、補助対象経費が適正に支出されていると認めた場合、交付決定額の範囲内で補助事業者の補助対象経費の支払実績額に対応する補助金を補助事業者へ支払うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、補助事業者から補助事業に係る経費について補助金の概算払を請求されたときは、知事はその内容を審査し、適切と認められる場合に限り、原則として鳥取県の一会計年度につき1回に限り、交付決定額かつ一会計年度における当該予算の範囲内で、補助事業者が申請する額（千円未満は切り捨てる。）を支払うことができるものとする。
- 3 補助事業者は、概算払を受けようとするときは、様式第8号を知事に提出しなければならない。
- 4 規則第19条の規定による概算払の通知は、様式第9号によるものとする。
- 5 規則第20条第1項の申出は、様式第10号により行うものとする。

(財産の処分制限)

第14条 交付規則第25条第2項ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間（同令に定めのない財産については、知事が別に定める期間）とする。

- 2 交付規則第25条第2項第4号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。
 - (1) 取得価格又は効用の増加額が50万円以上の機械・装置及び器具・工具
 - (2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして知事が別に定めるもの
- 3 交付規則第25条第2項の知事の承認に係る申請は、様式第11号により行うものとする。
- 4 第8条第1項の規定は、交付規則第25条第2項の知事の承認について準用する。

(財産の処分に伴う収益納付)

第15条 補助事業者は、補助事業により取得し又は雇用の増加した財産を処分したことにより収入があったときは、当該収入があったことを知った日から起算して30日以内に、知事にその旨を報告しなければならない。

- 2 前項の場合において、知事がその収入の全部又は一部に相当する額を県に納付するよう指示したときは、補助事業者はこれに従わなければならない。

(補助金の交付等に係る手続の停止等)

第16条 知事は、補助事業の休廃止等が想定される場合には、第8条第1項の規定による本補助金の交付決定後であっても、本補助金の交付等に係る手続を停止できるものとする。

- 2 前項の実施手続、本補助金交付停止措置の解除及び解除後の本補助金の交付方法等は、補助事業者との協議により決定するものとする。

(成果の報告等)

第17条 商工労働部長は、必要があると認めるときは、補助事業者に補助事業の成果を報告又は発表

させることができる。

(消費税及び地方消費税の取扱)

第18条 本補助金の補助対象経費には、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の額は含めないものとする。

(雑則)

第19条 条例、規則、交付規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、商工労働部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年7月13日から施行する。

別紙（第2条関係）

1 事業承継区分

区分	内容
(1) 親族内承継	被承継者を代表する者の子や親族への事業の引継ぎ
(2) 従業員承継	(1)を除く、被承継者の役員又は従業員への事業の引継ぎ
(3) 第三者承継	(1)、(2)を除く者への事業の引継ぎ
(4) 商工労働部長が特に認めるもの	商工労働部長が特に認める経営又は事業の引継ぎ

2 本補助金に係る要件等

(1) 共通事項

- ア 計画策定においては、承継者が事業を主導して取り組むこと。
- イ 承継者は、原則として被承継者から引き継いだ経営資源を活用した事業を行うこと。
- ウ 強化法第32条第2項に規定する認定経営革新等支援機関の証明を受けた事業計画であること。
- エ 実施する事業が原則としてフランチャイズ契約の締結のみによるものでないこと。
- オ 株式譲渡による承継の場合、原則として事業譲渡後に承継者を代表する者が保有する議決権の数が議決権全体の数の過半数を超えること。
- カ 原則として被承継者と承継者による実質的な事業承継が行われ、承継後において被承継者を代表する者が実質的な代表権を保持しないものであること。（例：単なる名義変更、単なる会社分割・分社化・別会社化等、代表権者の複数化、吸収合併等、グループ内の事業再編、資産（物品・不動産等）のみを譲渡・取得・保有する事業等は原則として対象外とする。）
- キ 実績報告において承継者の代表者の交代を証明する資料の提出が可能であること。（例：被承継者の廃業届と承継者の開業届など。）
- ク 事業承継に伴う事業主都合による従業員の解雇等を著しく生じさせるものではないこと。
- ケ 被承継者から承継する事業及び承継後に営む事業が、次のいずれにも該当しないこと。
 - (ア) 公序良俗に反する事業
 - (イ) 法令等に違反する及び違反するおそれがある事業並びに消費者保護の観点から不適切であると認められる事業
- コ 被承継者から承継する事業及び承継後に営む事業が、原則として、風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業、性風俗関連特殊営業又は接客業務受託営業に該当しないこと。
- サ 本補助金を受給する権利は他人に譲渡できないこと。

(2) 親族内承継

- ア 原則として被承継者を代表する者の三親等以内の者への事業承継であること。
- イ 個人が行う事業においては、原則として承継者は被承継者の屋号を引き継ぐこと。

(3) 従業員承継

- ア 同一法人又は個人（以下「法人等」という。）の代表者交代による事業承継であること。この場合、被承継者の役員又は従業員が実質的に代表権を有する代表者となること。
- イ 第6条第1項の規定による対象事業認定申請書等の提出時において、当該法人等の承継者が当該法人等に在籍していること。

(4) 第三者承継

原則として承継者は、被承継者から承継する事業を廃止することなく、継続して行うこと。

※ このほかに必要な要件については、商工労働部長が別に定める。

別表（第5条関係）

1 補助事業	2 補助対象者	3 補助対象経費	4 補助率	5 補助金上 限額	6 補助対象 期間												
産業未来 共創事業 〈事業承 継促進型 〉	第4条各号 に規定する 要件を全て 満たす者	<p>事業承継時及び事業承継後に必要な経費</p> <table border="1" data-bbox="536 539 995 1346"> <thead> <tr> <th data-bbox="536 539 655 577">費目</th> <th data-bbox="655 539 995 577">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="536 577 655 797">事業承継手続費</td> <td data-bbox="655 577 995 797">事業承継の手続きに係る事務手続き費用 ※専門家による事業承継の指導に要する経費、謝金、旅費、産業財産権等関連経費、委託費用等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="536 797 655 943">マーケティング調査費</td> <td data-bbox="655 797 995 943">事業実施及び事業承継後の事業実施に係るマーケティング調査費等（委託費、謝金・旅費等）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="536 943 655 1162">設備導入・改修費</td> <td data-bbox="655 943 995 1162">事業承継後の事業実施に必要な設備（建物・機械装置、備品、システム）の県内事業所への導入・改修費（購入、新增設、外装・内装工事費用等）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="536 1162 655 1234">広告宣伝費</td> <td data-bbox="655 1162 995 1234">事業承継後に自社で行う広告宣伝に係る費用</td> </tr> <tr> <td data-bbox="536 1234 655 1346">その他の経費</td> <td data-bbox="655 1234 995 1346">上記の費目以外に補助事業の遂行に必要と認められる経費</td> </tr> </tbody> </table> <p>※いずれの費目についても、従業員人件費（従業員、アルバイト等に係る給与、賃金相当額）は、原則対象外とする。 ※承継者が支払う経費のみを対象とし、被承継者が支払う経費については対象経費としない。 ※譲渡又は売買契約等の対価として、承継者が被承継者に支払う経費については、対象経費としない。</p>	費目	内容	事業承継手続費	事業承継の手続きに係る事務手続き費用 ※専門家による事業承継の指導に要する経費、謝金、旅費、産業財産権等関連経費、委託費用等	マーケティング調査費	事業実施及び事業承継後の事業実施に係るマーケティング調査費等（委託費、謝金・旅費等）	設備導入・改修費	事業承継後の事業実施に必要な設備（建物・機械装置、備品、システム）の県内事業所への導入・改修費（購入、新增設、外装・内装工事費用等）	広告宣伝費	事業承継後に自社で行う広告宣伝に係る費用	その他の経費	上記の費目以外に補助事業の遂行に必要と認められる経費	2分の1	2,000千円	<p>交付決定日から12月以内</p> <p>※知事が別に認める場合は、知事が別に定めた日から12月以内</p>
費目	内容																
事業承継手続費	事業承継の手続きに係る事務手続き費用 ※専門家による事業承継の指導に要する経費、謝金、旅費、産業財産権等関連経費、委託費用等																
マーケティング調査費	事業実施及び事業承継後の事業実施に係るマーケティング調査費等（委託費、謝金・旅費等）																
設備導入・改修費	事業承継後の事業実施に必要な設備（建物・機械装置、備品、システム）の県内事業所への導入・改修費（購入、新增設、外装・内装工事費用等）																
広告宣伝費	事業承継後に自社で行う広告宣伝に係る費用																
その他の経費	上記の費目以外に補助事業の遂行に必要と認められる経費																

- (注) 1 消費税及び地方消費税は補助対象経費から除くものとする。
 2 振込手数料は補助対象経費から除くものとする。

様式第1号（第6条、第7条、第9条関係）

年度鳥取県産業未来共創補助金〈事業承継促進型〉補助事業実施計画（変更計画）書

1 申請者（事業承継を行う承継者）の概要

名称（屋号）			
代表者職・氏名			
年齢	※第6条第1項の規定による対象事業認定申請書等の提出を行う日の満年齢を記載すること。		
住所	〒 電話（ ）		
業種	創業年月	年 月	
資本金・出資金（千円）			
従業員数 （代表者を除く）	人（正規 人 非正規 人）		

2 誓約事項

申請に当たっては、申請者及び事業計画が以下の事項について相違ないことを誓約します。

誓約	項目
	計画書等の記載内容が事実であること。
	計画書等の記載内容が、別紙に規定する本補助金に係る要件等を区分ごとに全て満たすこと。
	第6条第1項の規定による対象事業認定申請書等及び第7条第3項の規定による交付申請書等の提出を行った日から起算して過去2年間の事業活動に関し、故意又は重大な過失による法令違反をしていると認められる者（法人にあっては、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条第8項の規定による関係会社及びこれらの法人の代表権を有する役員を、組合等にあってはそれを構成する事業者の役員を含む。）でないこと。
	風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業、性風俗関連特殊営業又は接客業務受託営業を営む又は営もうとする者でないこと。
	暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）でないこと。
	暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと。
	暴力団若しくは暴力団員の利益につながる活動を行い、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

（注）誓約する場合は、各項目の誓約欄に○を記載してください。

3 被承継者の概要

名称（屋号）			
代表者職・氏名			
年齢	※第6条第1項の規定による対象事業認定申請書等の提出を行う日の満年齢を記載すること。		

住 所	〒			電話 ()
業 種		創業年月	年 月	
資本金・出資金 (千円)				
従 業 員 数 (代表者を除く)	人 (正規 人 非正規 人)			
本申請書内容について被承継者の承諾の有無			有 ・ 無	

4 事業計画の概要

計画の名称			
認定期間	年 月 日 ~ 年 月 日		
補助対象期間 (最長12月)	[開始予定日] [終了予定日 (支払も含む)] 年 月 日 ~ 年 月 日 ※交付決定日が開始予定日より遅くなった場合は、開始日は交付決定日となる。 ※原則として、交付決定日以前に着手した経費、終了予定日以降に実施、支払いをした経費は補助対象とならない。 ※知事が別に認める場合に限り、知事が別に定めた日から12月以内とする。		
事業承継区分	<input type="checkbox"/> 親族内承継 <input type="checkbox"/> 従業員承継 <input type="checkbox"/> 第三者承継 <input type="checkbox"/> その他 ()		
事業承継の概要	<input type="radio"/> 事業承継に至る経緯 <input type="radio"/> 事業承継の概要 <input type="radio"/> 事業承継のスケジュール及び承継する日 (被承継者の閉業、承継先の開業、事業譲渡の場合は譲渡日などを詳しく記載すること。)		
事業計画内容	※本事業で行う事業承継に関連した事業の概要を記載すること。 ※本事業の経費 (補助金) 用途の詳細を記載すること。		
事業実施後の取組	<input type="radio"/> 事業承継後経営目標・売上などの予定及び計画等		
当該事業に係る他の補助金の活用	有 ・ 無 補助金名等： 事業内容： 補助金所管団体・問合せ先：		
過去3年間の県・国	補助金等の名称	活用年度	補助額 (円)

等の補助金等活用 (申請予定のものも 含む)			

- 5 事業計画策定支援にあたった認定経営革新等支援機関（強化法第32条第2項）の証明
申請者に対し、本事業計画が妥当なものと認め、継続して支援を行っていることを証明します。

所在地

名称

(支援機関ID_____)

代表者職氏名

(担当者名_____, 連絡先_____)

(注) 証明のあった認定経営革新等支援機関に申請の内容を問い合わせ確認する場合がある。

(添付書類)

- 1 被承継者の定款及び事業概要の分かるもの（定款については個人事業主の場合は不要。）
- 2 承継者の定款及び事業概要の分かるもの（定款については個人事業主の場合は不要。なお承継者が事業者でない場合は、定款及び事業概要のいずれも不要。）
- 3 承継者の第6条第1項の規定による対象事業認定申請書等の提出を行う日の満年齢、県内に住所を有する者又は県内への住所の移転を予定している者であることが分かるもの
- 4 被承継者の直近2期分の決算書（個人事業主の場合は確定申告書類の写しでも可。）
- 5 承継者の直近2期分の決算書（個人事業主の場合は確定申告書類の写しでも可。承継者が事業者でない場合は不要。）
- 6 事業計画についての参考資料類
- 7 鳥取県が課税する全ての県税（個人県民税及び地方消費税を除く。）に未納がないことが確認できる書類（納税証明書等。鳥取県から課税されない者の場合は不要。）

※ 第9条の規定による変更申請の場合は、変更点を明確に記載すること

※ 事業計画の概要の各項目を別に作成して添付することも可能。

※ 第7条の規定による補助金の交付申請、第9条の規定による変更申請において、第6条の規定による補助事業実施計画書等の提出時から変更がない場合は、当該添付書類の提出は不要とする。

様式第2号（第6条、第7条、第9条関係）

年度鳥取県産業未来共創補助金〈事業承継促進型〉補助事業（変更）収支予算書

1 収入の部

（単位：円）

科目	金額 (補助事業に要する経費)	備考
自己資金		
借入金		資金の調達先：
本補助金		補助金上限額に注意 (千円未満切捨)
他の補助金等 (交付者：)		
その他		
合計		支出の部の「補助事業に要する経費」 の計と一致すること。

2 支出の部

（単位：円）

経費区分 (別紙「3 補助対象経費」 の「費目」を 記載)	経費内容 (名称、単価、 数量を記載)	発注先 (所在地)	補助事業に 要する経費 (消費税及び地方消費税を含む)	補助対象 経費 (消費税及び地方消費税を除く)	負担区分 (補助対象経費の内訳)			
					本補助金	本補助金以外		
〇〇〇費			〇	〇				
			〇	〇				
〇〇〇費			〇	〇				
			〇	〇				
〇〇〇費			〇	〇				
			〇	〇				
その他の 経費	〇〇〇費		〇	〇				
			〇	〇				
	〇〇〇費		〇	〇				
			〇	〇				
計			〇	〇			〇	〇

※補助率1/2
※千円未満切捨

(注) 1 複数年度にまたがる場合は、年度ごとの資金計画を添付すること。(様式は任意)

- 2 必要に応じて補助対象経費の積算根拠となる見積書の写しや製品カタログの写し等を添付すること。
- 3 委託費及び工事費のうち、補助対象経費にできるものは、やむを得ない事情があるものとして事前に県が認めた場合を除き、県内事業者が実施するものに限ること。
- 4 補助対象経費について県外事業者への発注を予定している場合は、別紙様式「県外発注理由書」に必要事項を記載の上、収支予算書とあわせて提出すること。
- 5 必要に応じて行を増やして使用すること。（1ページに収まらなくても構わない。）なお各経費区分の明細は、本収支予算書に準じた任意の様式の添付でも可とする。
- 6 変更申請の場合は、括弧内に変更の金額を記入すること。

様式第2号（別紙様式）

県外発注理由書

内容・金額	発注先 事業者名	発注先 所在地	当該発注に係る 県内事業者の状況	県内発注できない理 由、県外発注でなけれ ばならない理由

第 年 月 日

様

職 氏 名

年度鳥取県産業未来共創事業〈事業承継促進型〉の〔認定・不認定〕及び鳥取県産業未来共創補助金〈事業承継促進型〉の〔採択・不採択〕について（通知）

年 月 日付で提出のあった鳥取県産業未来共創補助金〈事業承継促進型〉に係る下記の事業については、計画を〔認定すること・認定しないこと〕とし、補助金については〔採択・不採択〕としますので、鳥取県産業未来共創補助金〈事業承継促進型〉交付要綱（令和5年7月13日付第202300086808号鳥取県商工労働部長通知）第7条第1項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

- 1 計画の名称（計画名）
- 2 事業の認定 認定・不認定

（事業採択の場合）

- 3 補助金採択額 金 円
（（必要に応じて）内訳）

- 4 その他
※一部のみ採択する場合はその詳細及び理由等を記載すること。
※交付申請書提出期限等を記載すること。

（事業不認定又は補助金不採択の場合）

- 3 不認定又は不採択とする理由等
- 4 その他

第 年 月 日

様

職 氏 名

年度鳥取県産業未来共創補助金〈事業承継促進型〉交付決定通知書

年 月 日付けの申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県産業未来共創補助金〈事業承継促進型〉（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「交付規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、交付規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 補助事業

本補助金の補助事業は、「〇〇〇〇事業」とし、その内容は、・・・・・・・・とする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- | | | |
|---------------|---|---|
| (1) 算定基準額 | 金 | 円 |
| ((必要に応じて) 内訳 | |) |
| (2) 交付決定額 | 金 | 円 |
| ((必要に応じて) 内訳 | |) |

3 経費の配分

本補助金の補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、・・・・・・・・とする。ただし、補助事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額に、鳥取県産業未来共創補助金〈事業承継促進型〉交付要綱（令和5年7月13日付第202300086808号鳥取県商工労働部長通知）。以下「要綱」という。）第5条第2項の規定を適用して算定した額と、前記2の(2)の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、交付規則及び要綱の規定に従わなければならない。

様式第5号（第10条関係）

年度鳥取県産業未来共創補助金〈事業承継促進型〉補助事業実績報告書

1 報告者（事業承継を行った承継者）の概要

名 称（ 屋 号 ）	
代 表 者 職 ・ 氏 名	
年 齢	※本実績報告書の提出を行う日の満年齢を記載すること。
住 所	〒 _____ 電話（ ） _____

2 実施した事業の概要

計画の名称	
認定期間	年 月 日 ～ 年 月 日
補助対象期間	開始 年 月 日 ～ 終了 年 月 日（支払行為も含む）
事業承継区分	<input type="checkbox"/> 親族内承継 <input type="checkbox"/> 従業員承継 <input type="checkbox"/> 第三者承継 <input type="checkbox"/> その他（ ）
被承継者の概要	○名称（屋号）
事業実施内容	※本事業行った事業の概要を記載すること。 ※本事業の経費（補助金）の内訳を記載すること。
取組の効果・今後の取組	○事業効果 ○事業承継後経営目標・売上などの予定及び計画等

（添付書類）

- 1 事業承継及び実質的な代表権の移行等を行った概要が分かるもの（廃止届、開業届、事業譲渡契約書の写し等）

- 2 事業の実施において支出した根拠を示すもの（契約書の写し・領収書等）
- 3 事業の実施状況・成果を示すもの（効果分析資料、成果物・購入物品・導入設備の写真等）

様式第6号（第10条関係）

年度鳥取県産業未来共創補助金〈事業承継促進型〉補助事業収支決算書

1 収入の部

(単位：円)

科目	金額 (補助事業に要する経費)	備考
自己資金		
借入金		資金の調達先：
本補助金		補助金上限額に注意 (千円未満切捨)
他の補助金等 (交付者：)		
その他		
合計		支出の部の「補助事業に要した経費」 の計と一致すること。

2 支出の部

(単位：円)

経費区分 (別紙「3 補助対象経費」 の「費目」を 記載)	経費内容 (名称、単価、 数量を記載)	発注先 (所在地)	補助事業に 要した経費 (消費税及び地方消費税を含む)	補助対象 経費 (消費税及び地方消費税を除く)	負担区分 (補助対象経費の内訳)			
					本補助金	本補助金以外		
〇〇〇費			0	0				
			0	0				
〇〇〇費			0	0				
			0	0				
〇〇〇費			0	0				
			0	0				
その他の 経費 〇〇〇費			0	0				
			0	0				
計			0	0			0	0

※補助率1/2

※千円未満切捨

- (注) 1 委託費及び工事費のうち、補助対象経費にできるものは、やむを得ない事情があるものとして事前に県が認めた場合を除き、県内事業者が実施したものに限りこと。
- 2 必要に応じて行を増やして使用すること。(1ページに収まらなくても構わない。)なお各経費区分の明細は、本収支決算書に準じた任意の様式の添付でも可とする。
- 3 括弧内に交付決定時(変更承認を受けた場合は変更交付決定後)の金額を記入すること。

様式第7号（第11条関係）

年 月 日

鳥取県知事

様

所在地

事業者名

代表者職氏名

（事業者ではない個人の場合は所在地、氏名を記載すること。）

年度鳥取県産業未来共創補助金〈事業承継促進型〉進捗状況報告書

年 月 日付第 号による交付決定（及び年 月 日付 第 号による変更交付決定）に係る事業について、年 月 日現在の進捗状況を、鳥取県産業未来共創補助金〈事業承継促進型〉交付要綱（令和5年7月13日付第202300086808号鳥取県商工労働部長通知）第11条第1項の規定により、別紙のとおり報告します。

様式第7号（別紙様式1）

補助事業の進捗状況（ 年 月 日現在）

補助金等の名称	鳥取県産業未来共創補助金〈事業承継促進型〉			
交付決定通知年月日及び番号	※ 変更交付決定通知も含めること。			
補助対象期間	開始	年 月 日	終了	年 月 日 ※最長12月

1 予算の執行状況 （単位：円）

	算定基準額（補助対象経費）	交付決定額
交付決定	（（必要に応じて）内訳 ）	（（必要に応じて）内訳 ）
前年度までの実績 ①	（（必要に応じて）内訳 ）	（（必要に応じて）内訳 ）
当該年度の実績 ②	（（必要に応じて）内訳 ）	（（必要に応じて）内訳 ）
翌年度以降の実 実施計画 ③	（（必要に応じて）内訳 ）	（（必要に応じて）内訳 ）

（注）上表の①、②、③の合計が交付決定欄と一致すること。

2 事業の実施状況

（1）実施した内容	
（2）事業実施の成果	※成果は可能な限り定量的に記載してください。
（3）事業実施後の改善 点及び今後の予定	

（注）記載項目は必要に応じて別紙とすること。

（添付書類）事業の実施状況・成果を示すもの（効果分析資料、成果物の写真等）

当該年度に係る補助事業収支決算書

※ 当該年度の収入・支出実績の明細を記載してください。

1 収入の部

(単位：円)

科目	金額 (補助事業に要した経費)	備考
自己資金		
借入金		資金の調達先：
本補助金		補助金上限額に注意 (千円未満切捨)
他の補助金等 (交付者：)		
その他		
合計		支出の部の「補助事業に要した経費」 の計と一致すること。

2 支出の部

(単位：円)

経費区分 (別紙「3 補助対象経費」 の「費目」を 記載)	経費内容 (名称、単価、 数量を記載)	発注先 (所在地)	補助事業に 要した経費 (消費税及び地方消費税を含む)	補助対象 経費 (消費税及び地方消費税を除く)	負担区分 (補助対象経費の内訳)			
					本補助金	本補助金以外		
〇〇〇費			()	()	/	/		
			()	()				
〇〇〇費			()	()				
			()	()				
〇〇〇費			()	()				
			()	()				
その他の 経費 〇〇〇費			()	()				
			()	()				
計			()	()			()	()

※補助率1/2

※千円未満切捨

- (注) 1 委託費及び工事費のうち、補助対象経費にできるものは、やむを得ない事情があるものとして事前に県が認めた場合を除き、県内事業者が実施したものに限ること。
- 2 必要に応じて行を増やして使用すること。(1ページに収まらなくても構わない。)なお各経費区分の明細は、本収支決算書に準じた任意の様式の添付でも可とする。
- 3 括弧内に交付決定時(変更承認を受けた場合は変更交付決定後)の金額を記入すること。

年 月 日

鳥取県知事 様

所在地
事業者名
代表者職氏名
電話番号

（事業者ではない個人の場合は所在地、氏名を記載すること。）

年度鳥取県産業未来共創補助金（事業承継促進型）に係る概算払請求書

年 月 日付第 号による交付決定（及び 年 月 日付第 号による変更交付決定）に係る鳥取県産業未来共創補助金（事業承継促進型）について、鳥取県産業未来共創補助金（事業承継促進型）交付要綱（令和5年7月13日付第202300086808号鳥取県商工労働部長通知）第13条第3項の規定に基づき、下記のとおり概算払を請求します。

記

補助金交付決定額	円 ((必要に応じて) 内訳)
概算払希望額	円 ((必要に応じて) 内訳)
支払希望時期	年 月 日頃
概算払を希望する理由	
口座情報	金融機関名： 支店名： 口座種別： 普通 ・ 当座 ・ その他（ ） 口座情報： (店番) _____ (口座番号) _____ 口座名義(フリガナ)： _____ ※請求者と口座名義人が異なる場合には、以下にもご記入ください。 請求者と口座名義人が異なりますが、以下の者に受領を委任します。

	受任者名・住所（口 座名義人）
添付書類	別紙 経費支出計画書

様式第 8 号 (別紙様式)

経費支出計画書

(単位：円)

経費区分	内容	補助対象経費 (消費税及び地方消費税を除く)	補助金額	支出(予定)時期 (年月)
計				

- (注) 1 交付決定を受けた補助事業収支予算書に沿って記載すること。
2 必要に応じて行を増やして使用すること。(1 ページに収まらなくても構わない。)

様式第9号（第13条関係）

第 年 月 日

様

職 氏 名

年度鳥取県産業未来共創補助金〈事業承継促進型〉概算払通知

年 月 日付第 号で交付決定（及び 年 月 日付 第 号で
変更交付決定）を行った本補助金について、下記のとおり概算払をしますので、鳥取県補助金等交付
規則（昭和32年鳥取県規則第22号）第19条の規定により通知します。

記

- | | | |
|---|----------------------|--------|
| 1 | 交付決定額
（（必要に応じて）内訳 | 円
） |
| 2 | 概算払額
（（必要に応じて）内訳 | 円
） |
| 3 | 残 額
（（必要に応じて）内訳 | 円
） |

年 月 日

鳥取県知事 様

所在地
事業者名
代表者職氏名

（事業者ではない個人の場合は所在地、氏名を記載すること。）

年度鳥取県産業未来共創補助金〈事業承継促進型〉の概算払に係る申出書

年 月 日付第 号による交付決定（及び年 月 日付 第 号による変更交付決定）に係る鳥取県産業未来共創補助金〈事業承継促進型〉の概算払について、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号）第20条第1項の規定により下記のとおり申し上げます。

記

補助金等の名称	鳥取県産業未来共創補助金〈事業承継促進型〉
交付決定通知年月日及び番号	※ 変更交付決定通知も含めること。
交付決定額	円 ((必要に応じて) 内訳)
支払時期・支払額の変更希望内容又は支払停止希望額	
支払時期・支払額を変更又は支払停止を希望する理由	
添付書類	別紙 経費支出計画書

経費支出計画書

(単位：円)

経費区分	内容	補助対象経費 (消費税及び地方消費税を除く)	補助金額	支出(予定)時期 (年月)
計				/

- (注) 1 交付決定を受けた補助事業収支予算書に沿って記載すること。
 2 必要に応じて行を増やして使用すること。(1 ページに収まらなくても構わない。)

年 月 日

鳥取県知事 様

所在地

事業者名

代表者職氏名

（事業者ではない個人の場合は所在地、氏名を記載すること。）

取得財産処分承認申請書

鳥取県産業未来共創補助金〈事業承継促進型〉により取得し又は効用の増加した財産を処分するため、鳥取県産業未来共創補助金〈事業承継促進型〉交付要綱（令和 5 年 7 月 13 日付第 202300086808 号鳥取県商工労働部長通知）第 14 条第 3 項の規定により、下記のとおり申請します。

記

品目名	
取得年月日	
取得価格（円）	
現時点の価格（円）	（ 年 月 日現在）
財産処分の内容	
財産処分に伴う収益の有無及び 収益の額（円）	
財産処分を行う理由等	

（注）上表の内容を確認できる資料を添付すること。

【参考様式】

交付規則様式第1号(第7条関係)

年 月 日

鳥取県知事 様

所在地

事業者名

代表者職氏名

(事業者ではない個人の場合は所在地、氏名を記載すること。)

年度鳥取県産業未来共創補助金〈事業承継促進型〉交付申請書

鳥取県産業未来共創補助金〈事業承継促進型〉の交付を受けたいので、鳥取県補助金等交付規則第5条の規定により、下記のとおり申請します。

記

補助事業等の名称	年度鳥取県産業未来共創補助金〈事業承継促進型〉
算定基準額(見込み)	
交付申請額	
添付書類	1 事業計画書(様式第1号) 2 収支予算書(様式第2号)

(注)鳥取県補助金等交付規則第6条の2各号の該当の有無について、必要に応じ鳥取県警察本部に照会することがある。

【参考様式】

交付規則様式第2号(第9条関係)

年 月 日

鳥取県知事 様

所在地

事業者名

代表者職氏名

(事業者ではない個人の場合は所在地、氏名を記載すること。)

年度鳥取県産業未来共創補助金〈事業承継促進型〉変更(中止・廃止)承認申請書

年 月 日付第 号による交付決定(内示)(及び年 月 日付第 号による変更交付決定)に係る事業について、鳥取県補助金等交付規則第12条第3項の規定により申請します。

記

補助金等の名称	年度鳥取県産業未来共創補助金〈事業承継促進型〉
交付決定(内示)額	
変更(中止・廃止)後の額	
差引	
変更(中止・廃止)の時期	
変更(中止・廃止)の理由	
添付書類	1 変更(中止・廃止)後の事業計画書(様式第1号) 2 変更(中止・廃止)後の収支予算書(様式第2号)

(注)鳥取県補助金等交付規則第6条の2各号の該当の有無について、必要に応じ鳥取県警察本部に照会することがある。

【参考様式】

交付規則様式第3号(第10条関係)

年 月 日

鳥取県知事 様

所在地

事業者名

代表者職氏名

(事業者ではない個人の場合は所在地、氏名を記載すること。)

年度鳥取県産業未来共創補助金〈事業承継促進型〉に係る補助事業実績報告書

年 月 日付第 号で交付決定（及び 年 月 日付 第 号で
変更交付決定）があった上記補助事業の実績について、鳥取県補助金等交付規則第17条第1項の規定
により、下記のとおり報告します。

記

補助金等の名称	年度鳥取県産業未来共創補助金〈事業承継促進型〉	
交付決定	補助対象経費 (交付決定額)	補助金額 (実績額)
実績		
差引		
添付書類	1 補助事業実績報告書（様式第5号） 2 補助事業収支決算書（様式第6号）	

口座振込依頼書

年 月 日

請求者 住所 _____
氏名 _____
電話 _____
(団体にあっては、名称及び代表者の職氏名)

鳥取県から支払われる鳥取県産業未来共創補助金〈事業承継促進型〉については、下記の口座に振り込んでください。

記

1 振込銀行等	銀行 金庫 農業協同組合	支店 出張所 営業部
---------	--------------------	------------------

2 預金科目 普通 ・ 当 座

3 口座番号

店番	口座番号											
<table border="1"><tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr></table>				— <table border="1"><tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr></table>								

(株) ゆうちょ銀行の店名・口座番号は、ゆうちょ銀行・郵便局の窓口で通帳に印字してもらったもの、又はゆうちょ銀行の専用フリーダイヤル・Webサイトで確認したものに限りま

4 口座名義 (カタカナ)

※請求者と口座名義人が異なる場合は以下も記載してください。

請求者と口座名義人が異なりますが、以下の者に受領を委任します。

受任者住所・氏名 (口座名義人)
